

## 姫路市永年勤続議会議員表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市表彰規則（平成9年姫路市表彰規則第34号）第3条第1号に該当するものとして市長が行う姫路市永年勤続議会議員表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の実施)

第2条 表彰は、議会議員としての在職期間が満10年、満15年、満20年、満25年、満30年、満35年及び満40年に達した者に対して、それぞれ表彰状を授与して行う。

### (在職期間)

第3条 在職期間は次の各号に定めるところによる。

- (1) 在職期間の中断がある場合は、前後の在職期間を通算する。
- (2) 任期満了後次の選挙において当選し再びその職についたときは、引き続き在職したものとみなす。

### (補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年1月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年1月23日から施行する。